

◎道州制への移行のための改革基本法案新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前各項に掲げる事務のほか、道州制への移行のための改革基本法（平成三十年法律第 号）第二十六条に規定する日までの間、同法第二十条第二項に規定する事務及びこれに関連する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（審議会等の設置の特例）</p> <p>第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 道州制への移行のための改革基本法第二十六条に規定する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道州制国民会議は、本府に置く。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（審議会等の設置の特例）</p> <p>第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>